

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和二年八月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年四月六日奈良県指令中土第五二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年八月十一日中土第七二一四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年八月十一日中土第七三一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町四七五番一、四七五番五、四七五番六、四七五番七及び四七五番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石川町四七五番一

下水道 橿原市石川町四七五番一の一部

水路 橿原市石川町四七五番一〇

一 許可番号

令和二年六月二日奈良県指令中土第五三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年八月十一日中土第七二一五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年八月十一日中土第七三一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿八四八番三、八五九番、九〇二番一、九〇五番及び一一〇三番三の

各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 桜井市大字粟殿八四八番三、八五九番、九〇二番一、九〇五番及び一〇三番三の各一部